

第七十五回 昭和十五年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案

特別委員會議事速記録第八號

付託議案(追加)

昭和十五年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案
支那事變ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル法律案

昭和十五年三月二十三日(土曜日)午後一時五十四分開會

○委員長(子爵西尾忠方君) ソレデハ只今カラ會議ヲ開キマス

○政府委員(松隈泰雄君) 昨日西野委員カラ御質問ノアリマシタ點ニ付キマシテ、此ノ際御答ヲ申上げタイト存ジマス、御質問ノ要旨ハ、今回政府出資特別會計ガ新設セラレタノデアリマスガ、法文上出資ナル文字ハ株式ノ買入迄ヲ含ムト解シ得ルノミナラズ、豫算ヲ見ルト項ニ出資金トアリ、満鐵等各會社ヘノ出資額ハ目ニ掲ゲテアル、是デハ豫算ノ形式上、目以下ハ流用ガ可能デアル結果、豫算面ニ示サレテアル金額モ、

之ヲ流用シテ他ノ會社ノ出資ニ向ケルコトガ出來ル、又目ハ追加スルコードモ出來ルカラ、豫算ニ示サレテナイ會社ノ株式ノ買入

〔速記中止〕
○委員長(子爵西尾忠方君) 速記ヲ始メテ……、チヨット申上げマスガ、陸軍作業會計法、陸軍航空工廠資金特別會計法及海軍工廠資金會計法ノ臨時特例ニ關スル法律案ノ中、先刻政府委員ヨリ御答

之ニ付キマシテ御質疑ガゴザイマスレバ、此ノ際御願ヒ致シタイト存ジマス……別ニシタ諸法律案ノ中、先刻政府委員ヨリ御答

タルニ政府出資特別會計ヲ設ケマシタガ、政府ガ株式又ハ持分ヲ取得スルコト、即チ政府出資ヲ致シマスニ付テノ根本方針ハ、從來ト變リガナイノデアリマス、從ヒマシテ西野委員ノ御指摘ノヤウニ政府ガ豫算ニ示シテアル以外ノ株式ヲ、豫算ノ流用ニ依リ

○委員長(子爵西尾忠方君) 御異議ナイトセムトスル各會社ヘノ出資額ハ、目デナク項目ニ掲ゲテ之ヲ流用ノ出來ナヤウニシテ、政府ノ考ヘテ居ルコトト豫算ノ形式トガ名實共ニ一致スルヤウニスベシト云フコトニ付キマシテハ、御趣旨御尤ニモ存ゼラレマスノデ、將來ニ於キマシテハ篤ト考慮致シテ善處致シタイト存ズル次第デアリマス、以上ハ大藏大臣ニモ一應申上げマシタ上、御答ヘ申上げマス次第デアリマスノデ、左様御諒承ヲ仰願ヒ致シタイト存ジマス

○入江實一君 臨時資金調整法中改正法案ニ付テ極ク簡單ニ質問致シタイト思ヒマスガ、宜シウゴザイマス

○委員長(子爵西尾忠方君) チヨット入江サンニ申上げマスガ、速記ヲ止メテ……

〔速記中止〕
○委員長(子爵西尾忠方君) 速記ヲ始メテ……、チヨット申上げマスガ、陸軍作業會計法、陸軍航空工廠資金特別會計法及海軍工廠資金會計法ノ臨時特例ニ關スル法律案、以上ノ各案ニ付キマシテ討論ニ入りタイト存ジマス

○西野元君 只今委員長ヨリ御話ノアリマス、西野元君ノアリマシタ政府出資金特別會計法ノ中、先刻政府委員ヨリ御答付キマシテハ、前會ニモ私ヨリ提案ノ理由其ノ他疑義ノ存スル所ニ付テ政府ノ御説明ハ御説明トシテ一應伺シテ、其ノ御話ノ趣旨ハ能クト性質ニ依ル問題デアルト思フノデアリマス、總テノ公債ハ寧ロ赤字公債ナリト考ヘゲナイノデアリマシテ、是ハ其ノ時ノ事情テ、尙且ソレガ財政上必要デアルナラバ、公債ヲ募集シテ出資ニ應ズルモ毫モ妨害ナシタノデアリマスガ、政府ノ御説明ハ御説明トシテ、其ノ御話ノ趣旨ハ能クト性質ニ依ル問題デアルト思フノデアリマス、總テノ公債ハ寧ロ赤字公債ナリト考ヘゲナイノデアリマシテ、是ハ其ノ時ノ事情テモ安全ナノデアリテ、澤山ノ公債ヲ出シテ置キナガラ、寧ロ赤字公債ト目スベキモノ迄モ、是ハ何々ノ公債デアルトシテ各種ノ名稱ヲ附シテ、赤字公債ト云フモノガ少キガ如キ感ヲ興ヘルト云フコトヘ、寧ロ財政上

ノ本旨ニ反スルコトデハナイカト思フノアリマス、今回ノ豫算ノ編成ヲ見マシテモ、明カニ一億圓ト云フモノハ、從來ノ建前ナラバ赤字公債ノ中ニ當然含マレベキモノデアルニ拘ラズ、ソレヲ満鐵ノ株式其ノ他政府ノ持ツテ居ル出資ヲ此ノ會計ニ賣渡シテ、其ノ代金ハ此ノ會計ニ於テ出資ニ必要ナル公債トシテ募集シテ、サウシテソレヲ一般會計ニ入レテ財源ニ持ツテ行ク、之ニ依テ赤字公債ノ額ヲ一億圓ダケ減スト云フ效果ハアリマスガ、減スト云フ效果ハ、寧ロ國民ヲシテ財政ノ實際ヲ諒解スルコトヲ誤マラシメルヤウナ結果ニ陷ルノデアリマシテ、惡ク申セバ表面ヲ糊塗シテ、赤字公債ガ少イト云フヤウナ氣体メヲスルヤウナ結果ニナルト思フノデアリマス、私ハ寧ロ公債ガ多イ時ニハ、公債ガ多イノデアルト云フコトヲ國民ニ知ラシテ、政府國民共ニソレニ對シテ警戒ヲ加ヘルト云フコトガ、財政上ノ本旨デアルト思フノデアリマス、ソレ等ノ點ハ明白ニ今回現レマシタ特別會計組織ノ弊害ノ最モ著シイモノデアルト思フノデアリマス、從ツテ私ハ此ノ法案ニ對シテハ甚ダ其ノ成立ヲ希望致シマセヌケレドモ、既ニ豫算モ成立致シテ居ルノデゴザイマシテ、今更此ノ法案ヲドウスルコトモ出來ナイノデアリマスガ、政府カラ只今御辯明ニナリマシタ豫算編成上ノ缺陥ニ付キマシテハ、將來御考慮ノ上善處セラレルト云フ言明モアリマスシ、又大藏省トシテハ是等ノコトニ付キマシテハ十分善處セラレルコトデアリマス、其ノ他ノ諸案ニ付キマシテハ別段

○委員長(子爵西尾忠方君) 他ニ御發言ガ
○野村徳七君 私ハ只今議題トナツテ居リ
マスル法案全部ニ賛成ラスル者デアリマス
ガ、ドウカ政府ニ於カレマシテモ、公債ノ
償還ト云フコトニ對シテ今後一層ノ御注意
ヲ拂ハレムコトヲ希望致シマシテ、本案ニ
賛成ノ意ヲ表シマス

○委員長(子爵西尾忠方君) 別ニ御發言モ
他ニゴザイマセヌナラバ採決ヲ致シマス、
只今朗讀致シマシタ各案ニ付キマシテハ、
原案通り御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(子爵西尾忠方君) 御異議ナイト
認メマス、原案通り可決致シマシタ、チヨツ
ト速記ヲ止メテ……

マスカ、一千倍、詰リ一萬圓ノ割増金附ニ
スルト云フコトハ伺ヒマシタガ、其ノ外ニ
例ヘバ一等、二等、三等トカ云フヤウナ割
増金ヲ御附ケニナルノデアリマセウカ、其
ノ率ガ只今迄ノ從來發行サレマシタ貯蓄債
券ナリ、勸業債券ナリノ率トドウ違ヒマセ
ウカ、凡ソ同ジヤウナ率デ割増金ヲ御附ケ
ニナルノデアリマセウカ、其ノ點ヲ一つ伺
ヒタイ、ソレカラ次ニ報國債券ヲ御發行ニ
ナリマスレバ、將來貯蓄債券ナリ勸業債券
ナリヲ御發行ニナルノニ妨ゲトナリハシナ
イカ、詰リ貯蓄債券、勸業債券等ガ發行シ
ニク、ナリハシナイカ如何デアリマセウカ、
又既發ノ貯蓄債券若シクハ勸業債券ノ價格
ガ、之が爲ニ下ルト云フヤウナ懸念ハナイ
モノデアリマセウカ、ドウデアリマセウカ、
是ガ一ツ伺ヒタイノデアリマス、ソレカラ

コトハ出来ナイデアラウカト思フノデアリ
マス、是コソ本當ノ報國ノ公債ノ本道デア
ラウカト思ヒマス、然ルニ本債券ハ先程モ
申シマシタ通り、大藏大臣モ既ニ大衆ノ興
味ヲ惹ク所ノ一種ノ方便デアルト云フ御説
明ヲ爲サイマシタ、又金額カラ申シマシテ
モ、一般ノ方ノ公債八年々是カラ先モ五六
十億ヲ募ラナケレバナラヌ、然ルニ本債券
ハ五億デアリマス、一番初メ私ノ申上ゲマシ
タ今後引續イテ發行ナサイマス心組デ縦ン
バアツテモ、其ノ額ニ於テハ公債トハ非常ナ
違ヒデアリマシテ、謂ハバ本債券ハ興味ニ懇ヘ
テ方便的ニ、非常時局ニ處スル爲ニ發行サレ
ル公債ノ權道トデモ申スモノデアリマセウ
ト思ヒマス、然ルニ其ノ權道ニ付テ報國ト云
フ名ヲ附ケタト云フコトハ、甚ダ穩當デナ
イヤウニ感ジラレルノデアリマス、ヨク貴
婦人方ガ慈善ノ演藝會ナドヲ爲サイマス、
其ノ心持ハ誠ニ結構ナコトデゴザイマセウ
ガ、慈善演藝會ニ行ク連中ノ中ニハ、必ず
シモ慈善ト云フコトヲシタイガ爲ニ行クノ
デハナイデ、衣物ヲ着テ樂ミヲスル爲ニ行
クノモナイデハナイ、サウ云フ風ナ心持ブ、
報國ト云フ名ノ下ニ興味ヲ得ルト云フヤウ
ナ氣持デ此ノ債券ヲ買フト云フヤウナコト
ガ、萬一ナイデモナイカト思ヒマス、サウ
云フモノニ報國ト云フ文字ヲ附ケルノハ、
聊カ不穩當デハナイカト思アラウカ、寧ロ今迄
ノ貯蓄債券トカ勸業債券トカ云フヤウナ、本
體ヲ表ハシタヤウナ名稱ヲ御附ケニナルノ
ガ當リ前デハナイカト思ハレルノデアリマ
ス、デ報國ノ名稱ヲドウ云フ譯デ御附ケニ
ナリマシタカト云フコトヲ伺ヒタイノデア
リマス、其ノ次ニ伺ヒタイノハ、本債券ニ
於キマシテハ當リ籤ガ一千倍ニナッテ居リ

マス、是ハ法律上富築アルカ否ヤト云フ
ヤウナ議論モアルヤニ伺シテ居リマス、ガ、
其ノ法律上ノ問題ハ切措キマシテ、本議場
ニ於テ總理大臣ノ御答辯中ニ、一千倍ノ割
増程度ニ於テハ所謂醇風美俗ヲ害スル虞ハ
ナイト思フ、射伴心ヲ非常ニ射戦シテ、國
民ノ氣風ヲ墮落セセルト云フヤウナ虞ハナ
イト思フ、ト云フヤウナ御説明モアッタヤ
ニ承リマシタ、私ハ本議場ニ出ラレマセヌ
爲ニ、直接ニハ伺ヒマセヌデシタガ、サウ
云フ御説明ガアッタ云フコトデアリマス、
尙從來勸業債券等ニ於キマシテ三百倍ノ割
増金ヲ附セラレマシタ當時ニ、之モ政府ノ
御説明トシテハ、先ヅ此ノ程度デハ公衆ノ
射伴心ヲ射戦シテ、所謂醇風美俗ニ反スル
ヤウナコトハナイト云フ御説明デアッタサ
ウデアリマス、此ノ程度デハ、詰リ一千倍
戦スル、先ヅ此ノ位ガ限度デアルト云フ意
味デアリマセウカ、或ハ在来三百倍デアッタ
云フ意味ハ、一千倍ヲ先ヅ限度トシテ、是
ヨリ以上ニナルト非常ニ公衆ノ射伴心ヲ射
戦スル、先ヅ此ノ位ガ限度デアルト云フ意
味デアリマセウカ、或ハ在来三百倍デアッタ
時ニハ、マア此ノ位ノ程度ナラ宜シトイ云
フ御説明デアッタ、今度又一千倍ニシタト云
フコトハ、三百倍位ナラバ宜シイ、モウ少
シ上デモ、五百倍デモ、一千倍デモ宜シイ
ト云フヤウナ意味デアッタ致シマスレバ、
一千倍ナラバ先ヅ宜シトイ云フ御説明ハ、
一千倍ト云フノガ限度デアルト云フ意味デ
ナクシテ、二千倍三千倍位モ構ハナトイト
云フ、斯ウ云フ組織ノ下、斯ウ云フ制度
下ニ發行スルモノナラバ構ハナトイト云フ意
味デアリマシタラウカ、其ノ點ヲ伺ヒタイ
ノデアリマス、大藏大臣ハ勿論此處ニオイ
デニナリマセヌ、大藏當局カラ大藏省ノ御

意見ヲ伺ヘレバ仕合セダト考ヘマス、以上
ノ點ヲ御伺ヒ致シマス
○政府委員(廣瀬豐作君) 只今御質問ノ第
一點ハ、發行限度ヲ五億圓ニ致シタノハド
ウ云フ計畫デアルカト云フ御趣旨デアッタ
ト思ヒマス、大體五億圓ト致シマシタノハ
本年度ノ發行額ハ大體ノ見込ト致シマシテ、
二億圓程度可能デアラウト云フ風ニ考ヘマ
シテ、尙明年度モ大體同額程度ハ發行致シ
タイト云フ風ニ考ヘマシテ、サウシマスト
二年間ニ四億ニ相成ル譯デアリマスルガ、
ソレニ對シマシテ約一億圓ノ餘裕ヲ見越シ
マシテ、五億圓ト致シタ次第デゴザイマス、
從ヒマシテ明年度以後ニ相成リマシテ、更
ニ五億圓ノ限度ヲ擴張スル必要ガアレバ、
其ノ際ニ考慮致スト云フ考デアリマシテ、
大體差當リ二年程度ノ見透シヲ付ケテ五億
圓ト決メタト、斯ウ云フ風ニ御諒解ヲ願
ヒタイノデアリマス、次ニ當籤率ノ問題デ
アリマスルガ、大體は發行ノ際ニ大藏大
臣ガ決メルト云フコトニ相成シテ居リマシ
テ、別段只今確定致シテ居ル譯デハゴザイ
マセヌガ、只今腹案トシテ考ヘテ居リマス
所デハ、券面一枚ノ發行價格ノ一千倍以内
ニ致シタイ、デアリマスカラシテ十圓券ノ
場合ニ於キマシテハ、一等ガ一萬圓ト相成
ル譯デアリマス、五圓券ノ場合ナラバ、其
ノ半分ノ五千圓ト云フコトニナル譯デアリ
マス、ソレカラニ等、三等ガアルカト云フ御話
デゴザイマスルガ、是モ大體ニ等、三等ヲ
拘ヘタイト云フ風ニ考ヘテ居リマス、併シ
ナガラ其ノニ等ノ金額ヲ幾ラニスルカ、三
等ヲ幾ラニスルカト云フコトハ、只今ノ所
ハハキリ決メテ居ル譯デハゴザイマセヌ
ノデ、而モ是ハ毎回發行ノ都度ニ條件ヲ決

意見ヲ伺ヘレバ仕合セダト考ヘマス、以上
ノ點ヲ御伺ヒ致シマス
○政府委員(廣瀬豐作君) 只今御質問ノ第
一點ハ、發行限度ヲ五億圓ニ致シタノハド
ウ云フ計畫デアルカト云フ御趣旨デアッタ
ト思ヒマス、大體五億圓ト致シマシタノハ
本年度ノ發行額ハ大體ノ見込ト致シマシテ、
二億圓程度可能デアラウト云フ風ニ考ヘマ
シテ、尙明年度モ大體同額程度ハ發行致シ
タイト云フ風ニ考ヘマシテ、サウシマスト
二年間ニ四億ニ相成ル譯デアリマスルガ、
ソレニ對シマシテ約一億圓ノ餘裕ヲ見越シ
マシテ、五億圓ト致シタ次第デゴザイマス、
從ヒマシテ明年度以後ニ相成リマシテ、更
ニ五億圓ノ限度ヲ擴張スル必要ガアレバ、
其ノ際ニ考慮致スト云フ考デアリマシテ、
大體差當リ二年程度ノ見透シヲ付ケテ五億
圓ト決メタト、斯ウ云フ風ニ御諒解ヲ願
ヒタイノデアリマス、次ニ當籤率ノ問題デ
アリマスルガ、大體は發行ノ際ニ大藏大
臣ガ決メルト云フコトニ相成シテ居リマシ
テ、別段只今確定致シテ居ル譯デハゴザイ
マセヌガ、只今腹案トシテ考ヘテ居リマス
所デハ、券面一枚ノ發行價格ノ一千倍以内
ニ致シタイ、デアリマスカラシテ十圓券ノ
場合ニ於キマシテハ、一等ガ一萬圓ト相成
ル譯デアリマス、五圓券ノ場合ナラバ、其
ノ半分ノ五千圓ト云フコトニナル譯デアリ
マス、ソレカラニ等、三等ガアルカト云フ御話
デゴザイマスルガ、是モ大體ニ等、三等ヲ
拘ヘタイト云フ風ニ考ヘテ居リマス、併シ
ナガラ其ノニ等ノ金額ヲ幾ラニスルカ、三
等ヲ幾ラニスルカト云フコトハ、只今ノ所
ハハキリ決メテ居ル譯デハゴザイマセヌ
ノデ、而モ是ハ毎回發行ノ都度ニ條件ヲ決
メテ行キタイ、即チ或程度變ヘタイ、斯ウ
云フ風ニ考ヘテ居ルヤウナ次第デアリマス、
第三ノ御質問ハ、報國債券ノ發行ハ貯蓄債
券ヤ勸業債券ノ發行ニ妨ゲトナラスカト云
フ意味合ノ御質問デアッタ思フノデアリマ
スガ、大體此ノ報國債券ノ發行ヲ計畫致シ
マシタノハ、御承知ノヤウニ事變以來貯蓄
債券ハ既ニ十回ニ亘テ發行繼續ヲ致シマ
シテ、日本勸業銀行ハ勿論ノコト、政府モ
廣く民間ニ此ノ貯蓄債券ノ普及ニ付テ努力
ヲ致シタノデアリマス、其ノ間ニ於テ具ニ
民間ノ色々ノ事情ヲ調查ヲ致シ、見聞ヲ致
シテ見マスルト、從來ノ貯蓄債券デハ到底
吸收シ切レナイ方面ノモノガアルト云フコ
トヲ感ジタノデアリマス、ソレデスウ云ツタ
ヤウナ報國債券ガ此ノ際ハ必要デアラウ、
殊ニ是カラ更ニ公債ノ増發等モ繼續サレル
ト云フ際ニ於テ、即チ政府資金ノ撒布、購
買力ノ增加ト云フコトガ豫想サレル際ニ於
キマシテハ、從來ノ貯蓄債券及ビ國債ダケ
デハ、殊ニ國民大衆ノ間ニ滯留致シテ居リ
マスル所ノ過剩資金ヲ吸收シ得ナイ部分ガ
アル、サウ云フ層ガアルト云フコトヲ痛感
致シマシタノデ、ソコデ新シイ所ノ形式ヲ
持チ、方法ヲ持チマシタ債券ト云フモノヲ
思ヒ立ダタヤウナ次第デゴザイマス、從ヒマ
シテ貯蓄債券ノ發行ト並行致シマシテ報國
債券ヲ發行致シマシテモ、兩者ハ並行致シ
テ消化シ得ルト確信致シテ居ル次第デゴザ
イマス、即チ貯蓄債券ノ購入者ト報國債券
ノ購入者トハ、一部ハ重複スルカモ知レマ
セヌガ、又他ノ部分ニ於テハ全然別個ノ階
層モアリマスノデ、從ヒマシテ此ノ報國債
券ヲ發行致シマシテモ、貯蓄債券ノ賣行ニ
希望者ガアリマスレバ、政府ニ對シテ賣却
ヲ要求致セバ宜シイノデアリマシテ、其ノ
際ニ於キマシテ從來ト變リノナイ値段デ以
テ、何等制限ナク買上げテ居ル次第デゴザ
イマスノデ、是等ノ點ヲ考ヘ合セマシテ、
既發債券ニ付テハ將來ニ於テモ影響ナキモ
ノト考ヘテ居ル次第デゴザイマス、次ニ報

譯字「報國ト云フ名前ヲ附ケタカト云フ御尋
アツタト思フノデアリマス、此ノ報國債券ト云
フ名前ヲ附ケマシタノハ、只今モ申上ゲマシタ
ヤウニ、今度ノ報國債券ハ御指摘ノ通りニ、
不斷ニ於キマシテハ或程度ノ多額ノ割増金ヲ
附ケマスルモノデアリマスルカラシテ、從來ト
雖モ成ルベク手控ヘテ來タヤウナ次第ニア
リマス、併シナガラ事變ノ進行ニ伴ヒマシテ、
此ノ過剩資金ノ吸收或ハ通貨膨脹ノ抑制ト
云フヤウナ大キナ國策ノ爲ニ、斯ウ言ッタ
ヤウナ報國債券ヲ出サザルヲ得ナイト云フ
コトニ相成シタノデアリマス、即チ此ノ債券
ハ現下ノ國策ノ必要カラ出タ債券デアリマ
ス、從來ノ外國及ビ我が國ノ歴史等カラ見
マスルト、富鎌等ノヤウナモノハ動モスレバ
興味本位或ハ利益本位ニ、ソレ等ノモノガ
計畫サレタコトガアルヤウデアリマスガ、
今回ノ報國債券ハナウデハアリマセヌノ
デ、現在ノ此ノ通貨對策ノ一つトシテ計畫
サレタモノノデアリマス、即チ政府ノ方カラ
見マスレバ、之ガ對策ノ爲ニ出ス債券デア
ルト云フコトヲ表徵スル意味ニ於テ、報國
ト云フ文字ヲ用ヒラレタモノノデアリマス、
又之ヲ購入致シマスル方面カラ見マスルト、
本會議ニ於テ大臣ガ申述べマシタヤウ
ニ、當初ハ方便デアリマスケレドモ、結局
此ノ報國債券ヲ購入致シマスレバ、ソレガ
即チ通貨ノ吸收トナリ、公債ノ消化ト相成
リマスノデ、即チ是ハ國策ニ協力スルト云
フコトニ相成ルノデアリマス、デアリマス
カラシテサウ云フ意味カラ申シマスレバ、
國民ノ方カラ申シマスレバ、或ハ當初ハ割
増金ト云フモノニ興味ヲ持ッテ應ジタカモ
知レマセヌケレドモ、結果ニ於テハ矢張リ

モ本會議ニ於キマシテ大藏大臣ガ述ベマシ
タヤウニ、此ノ債券ハ外ノ債券ト違ヒマシ
テ利息ガ附カナイノデアリマス、デ割増金
ニ當ル者ハソレハ若干ノ利益ヲ得ルデアリ
マセウ、併シナガラ當然大部分ノ人ト云フ
モノハ當ラナインデアリマス、デアリマス
カラシテ即チ當ラナイ人カラ見マスレバ、
利息ニ相當スルモノハ國ニ寄附シタノト同
ジヤウナ結果ニ相成ル譯デアリマス、又サ
ウ云ツタヤウナ氣持デ此ノ債券ニ應募シテ
貰ヒタイト云フ氣持モ入りマシテ、是等ノ
點ヲ併セマシテ報國ト云フ名稱ヲ選ンダ次
第デアリマスノデ、左様御了承ヲ願ヒタイ
ト思フノデアリマス、次ニ今度ノ一千倍ト
云フ限度ハ、政府ニ於テハ是ガ最高限ト考
ヘテ居ルドウカト云フ、御尋デアッタ思ヒ
マス、ソレニ付キマシテハ富籤ニ關スル御
話モゴザイマシタガ、此ノ際富籤ト報國債
券トノ區別ニ付テ政府ノ所見ヲ申述ベテ置
キタイト思フノデアリマスガ、本會議ノ席
上ニ於テモ御議論ガアリマシタケレドモ、
御承知ノ通リニ從來諸外國或ハ我國ニ於
キマシテモ富籤ト稱セラレタモノハ、殆ド
全部ガ元金ヲ釀出シテ、其ノ元金ガ籤ニ當
ラナイ場合ニハ取上ガラレテシマシフト云フ
コトガ大キナ要素トナッテ居ルモノデアリ
マス、然ルニ此ノ報國債券ハ、元金ハ絶對
附ケテ、實質上ハ少イナガラ、利息ノ性質ヲ
持ツテ居ルモノ迄モ附ケヨウト云フ性質ノ
合ニ於キマシテ、最後ニ或程度ノ割増金迄
ニ返ス、殊ニ長イ間保管シテ居リマシタモ
ノニ對シマシテハ一種ノ獎勵金ト云フ意味
ハ元金ハ無クナサナイト云フ、建前ニ相成ツ

今申上シテガマシタ通りデ、大部分ノ籤ニ當ラ
ナイ人ト云フモノハ元金迄無クスノデアリ
マス、是ハ色々ナ意味ニ於テ善良ノ風俗ト
云フヤウナ點カラ申シマシテモ、又其ノ富
籤ニ應ジマシタ所ノ國民ノ產ヲ破ラサナイ
ト云フヤウナ意味合ニ於キマシテモ、是ハ
控ヘルベキモノデアルト云フ考デアリマス
ガ、報國債券ノ如キ建前デ行キマスレバ、
其ノ點ニ於テ餘程違ツタモノデアルト云フ風
ニ考ヘテ居ルノデアリマス尙今一ツ富籤ノ
大キナ特徵ト致シマシテハ、最高ノ割増金
ト云フモノハ到底五百倍トカ、千倍トカ云
フモノデハナノデアリマシテ、現ニ「フラン
ス」或ハ其ノ他ノ「ヨーロッパ」ニ於テ行ハレ
テ居リマスモノハ、大體先ヅ一票ノ賣出價
格ニ對シマシテ五萬倍程度ノモノガ行ハレテ
居ルノデアリマス、然ルニ報國債券ハ一千倍
デアリマス、デ是ハ程度ノ差トモ言ヒ得ルカモ
知レマセヌケレドモ、五萬倍ト一千倍トハ
非常ナ違ヒデアリマシテ、サウ云ツタヤウナ巨
額ナ割増金ト申シマスカ、當籤金ト申シマ
スカ、サウ云ツタモノガ附クト云フコトハ、
是ハ國民ヲシテ熱狂ノ中ニ陥ラシメルト云
フコトデアリマスガ、此ノ一千倍ト云フ
數字ニ相成リマスルト、色々我國ニ於
キマシテモ……德川時代ニ於キマシテノ御
話等モアザマシタガ、明治以後ニ於キマシ
テハ、明治三十一年カラ勸業債券ガ發行サ
レマシテ、ソレニ對シテ割増金ガ附セラレ
ルヤウニナツタノデアリマスガ、ソレカラ後
ニ於キマシテ、當初ハ比較的少カツタノデア
リマスガ、二百倍、三百倍ト云フ風ニ段々
ト增加致シマシテ、大正十一年ノ頃ニハ五
百倍、即チ十圓ノ勸業債券ニ對シテ五千圓

ソレカラ又關東大震災ノ際ニ於キマシテハ復興貯蓄債券、是ハ矢張リ三百倍デアッタノデアリマス、又最近ノ勵業債券ハ三百倍ト云フ風デアリマスガ、斯ウ云ッタヤウニ我方國ニ於テモ約四十年來、或程度ノ割増金ヲ附シタ所ノ債券ト云フモノニ對シテ、之ニ應募スルト云フ習慣ガ長ク行ハレテ居タノデアリマス、而モ今回一千倍ト云フ程度ニ殖エハ致シマシタガ、此ノ程度ナラバ國民ノ風俗或ハ思想等ニサシタル惡影響ハナイモノト云フ風ニ見マシテ、一千倍ト云フ風ニ決メテ居ル譯デアリマス、尙此ノ一千倍ノ限度ト云ブモノハ、現在ノ狀況ニ於キマシテハ大體是ガ最高ト申シマスカ、最高限デハナカラウカト云フ風ニ考ヘテ居リマシテ、是以上ニ近キ將來ニ於非常ニ殖ズシモ考ヘテ居ラナイノデアリマス、以上御答へ申上ゲマス

。スル法律案ニ付説明致シマス、昭和十五年度歲入歲出總豫算及同年度歲入歲出總豫算追加第一號ニ件フ一般會計歲入不足ノ補填ニ付キマシテハ、既ニ之ガ法律案ヲ今期議會ニ提出シテアリマスルガ、今回別途提出致シマシタル同年度歲入歲出總豫算追加第二號ニ計上セル經費ノ所要財源總額二億千六百六十餘萬圓ノ内、普通歲入及前年度剩餘金ヲ以テ充當スペキ分三千八百三十餘萬圓ト、道路公債法ニ依ル公債金ヲ以テ充當スペキ分六十餘萬圓ト差引キタル殘額一億七千七百七十餘萬圓ハ、今日ノ場合之ヲ公債ニ依ルノ外アリマセヌノデ、本法律案ヲ提出シタ次第アリマス、次ニ支那事變ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル法律案ニ付テ申上げマス、今回ノ支那事變ニ關シ功勞アリタル陸海軍人其ノ他ニ對スル行賞ハ、昭和十五年度以降緩急ノ順序ヲ考慮シ實行セラル、コトトナリマシタル處、是等功績アル者ニ對シテハ、滿洲事變其ノ他ノ戰役事變ノ例ニ準ジ、一時賜金ヲ賜與セラル、コトト考ヘラレマスルガ、此ノ賜金ハ公債證書ヲ以テ交付スルコト致シマスル爲、昭和十五年度分トシテ總額一億六千百二十萬圓ダケ起債ノ權能ヲ得ル必要ガアリマス、尙、本公債ハ其ノ性質ニ顧ミ、受賞者ヲシテ永ク保有セシムル爲之ヲ登錄國債トシ、之ニ對シ本券ヲ記名式トシ、利札ヲ無記名式トスル特別ナル證券ヲ發行致スコトトシ、且我方國現下ノ財政經濟事情ニ鑑ミ、之ヲ自由ニ讓渡シ、又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ザルコトトシ、受賞者ニ於テ已ムヲ得ズ換價ヲ必要ト致シマスル場合ニ於キマシテハ、政府ニ於テ買上グルノ途ヲ拓クコトスルノヲ適當ト存ジ

マシテ、茲ニ本法律案ヲ提出致シタ次第アリマス
アリマス、何卒御審議ノ上速カニ御賛成ア
ラムコトヲ希望スル次第デアリマス
○委員長(子爵西尾忠方君) 一應申上げマ
スガ、只今質問ヲ續行シテ居リマス臨時資
金調整法中改正法律案竝ニ只今御説明ヲ煩
シマシタ此ノ二案、全部ニ付テ隨時御質疑ア
ラムヒタイト思ヒマス
○入江貫一君 只今御説明ガゴザイマシタ
コトハ大體承知致シマシタ、當籤率ニ付テ
ハマダ發行ノ都度大藏大臣ガ定メルト云フ
御話デアリマシタ、只今決定シテ居リマセ
ヌケレバ伺フ譯ニモ行カナイト思ヒマス
ガ、大體ハ今迄貯蓄債券位ノ此ノ何ボニ付
テ……例ヘバ一組幾ラニ付テ大凡何ボ位ノ
當リ籤ガアルト云フ位ノコトハ、御考ヘニ
ナシテ居ルカト存ジマス、ソレガ現行ノ貯蓄
債券トノ比較ハドンナモノニアリマセウ
カ、大體ノ所デ宜シウゴザイマス

○政府委員(廣瀬豐作君) 此ノ點ハ、詰リ
等ヲ只今申上ゲマシタガ、二等、三等ヲ
幾ラニスベキカト云フコトニ付キマシテハ、
マダ決定致シテ居ナイト云フ風ニモ申上ゲ
マシタガ、大體ニ於キマシテ二等ハ千圓トカ
カ、二千圓トカ、是ハ其ノ時ニ依リマスル
ガ、千圓臺ノモノ、三等ニナリマスレバ、
百圓カラ五圓位ノ間ニ於テ適當ニ按配致シ
タ、場合ニ依ツテハ一等、二等、三等、四
等トカ云フ風ニ、四等迄設ケルト云フヤウ
ナコト迄モ考ヘテ居ルノデアリマス、ソコ
デ今ノ一等ノ籤ヲドレ位ノ割合デ附ケル
カ、一等バカリデハアリマセヌガ、籤ヲド
レ位ノ割合デ附ケルカト云フ御尋デゴザイ
マシタガ、是ハ大體貯蓄債券ト殆ド同様ニ
十萬通ヲ一組ト致シマシテ、其ノ十萬通ニ

付キマシテ、一等即チ一萬圓ノモノヲ一回
ノ抽籤ニ付テ一本附ケルト云フ風ニ考ヘテ
居リマス、併シナガラ是モ一萬圓ノモノヲ
毎回附ケルカドウカト云フコトモ、必ズシ
モ決定致シテ居リマセヌ、例ヘバ一回ニハ
一等ノ一萬圓ヲ附ケルガ、二回目ニハ一等
ヲ三千圓トシテ、一萬圓ノ代リニ三千圓ヲ
三本附ケルト云フヤウナヤリ方モアル譯デ
アリマス、ソレハ其ノ時ノ情勢ニ依リマシ
テ、然ルベク實行致シタイト考ヘテ居ルノ
デアリマスルガ、兎モ角モサウ云フ風ニ致
シマシテ、十萬本ニ對シテ一年ニ一回ノ抽
籤ヲ行フ、而モ是方期限ガ十年デアリマス
レバ、抽籤ハ十一回アル譯デアリマス、
スカラ毎回一等ヲ附ケマスレバ、其ノ組ガ
十年ノ間ニ一本ノ一等籤ガ附ク、斯ウ云
フ計算ニ相成ル譯デアリマス、ソコデ當リ
籤ノ總割合ハドウ云フ風ニナルカト云フ御
尋デゴザイマスルガ、是ハ現在貯蓄債券ニ
於キマシテハ、是モ毎回率ガ違テ居リマ
ス、最近賣出シテ居リマスル第十六回ノ貯
蓄債券ハ、當籤率ガ一割デアリマス、即チ
償還期限約二十年デアリマスガ、二十年ノ間
ニ十萬本ニ對シテ一萬本ダケノ籤ガ當ルナ
ウニ致シテアリマス、併シ報國債券ニ於キ
マシテハ、大體ノ考ヘ方ト致シマシテハ、
スルモノヲ、一割五分程度迄ハ賞選ノ籤ヲ
貯蓄債券ノ場合ヨリモ當リ籤ノ數ヲ多クシ
タ伊、即チ貯蓄債券ノ場合ニ一割デアリマ
リマス、左様御了承願ヒマス

○政府委員(廣瀬豊作君)　是ハ五億圓ニ付
テ計算致シマスルコトモ出來マスガ、簡單
ニ一組ニ付テ申上ゲマシテ、ソレニ依ッテ
御推算ヲ願ヒタイト思フノデアリマスガ、
只今申上ゲマシタヤウニ十萬本ヲ一組ト致
シマスルト、十圓券ノ場合デアリマスト、
詰リ百萬圓デアリマス、百萬圓ノ報國債矣
ヲ發行致シマシテ、ソレヲ國債ニ運用致シ
マスルト、一年ニ大體利殖金ガ三萬六千五
百圓、三分六厘五毛デアリマスカラ、三萬
六千五百圓ト云フ利殖金ガ生ズル譯デアリ
マス、其ノ三萬六千五百萬圓ノ利殖が
一年ニ生ジマスト、其ノ内毎年約三
萬圓カラ三萬一千圓程度ノモノヲ籤ニシ
テ返ス譯デアリマス、後ノ殘リ五六千圓
程度ノモノハ、是ハ發行ノ際ノ經費、ソ
レカラ發行シタ後ニ於キマシテモ、償還
ヲシタリ抽籤ヲシテ割増金ヲ當テタリスル
經常費ト云フモノガ要リマス、是等ノモノニ
ニ充テマシテ、政府ト致シマシテハ大體貯
支トンヽト云フ建前ニ致シテ居リマス、
併シナガラ何分ニモ報國債券ハ期限ノ明瞭
モゴザイマスカラ、臨時費、臨時ノ賣出ノ
費用ナドハ、貯蓄債券ノ場合ナラバ二十年
間デ其ノ臨時費ヲ償却スルノデアリマスガ、
マス、ソレダケ場合ニ依ッテハ政府ガ持出シ
ニサウ云フ經費ヲ償却スルト云フコトニ相
成リマスルカラ、經費ガ餘計掛ル譯デアリ
マス、ソレダケ場合ニ依ッテハ政府ガ持出シ
要ルノデスカ

保管ヲ致シテ居ッタ者ニ對シマシテハ、百分ノ五ノ割増金ヲ付ケルト云フ、其ノ百分ノ五ノ割増金ハ只今ノ計算外ニ致シテ居リマスカラ、ソレハ大體ニ政府ガ純然タル持出シト云フ計算ニ相成ル譯デゴザイマス○男爵東郷安君發行技術ニ付テ伺ヒマスガ、組賣若クハ分割賣ニ付テドウ云フ御考デゴザイマスカ

○政府委員(廣瀬豐作君) 發行ノ方法ト致シマシテ、報國債券ニ付キマシテハ組賣ヘ致サセナイ積リデ居リマス、但シ報國債券ノ割増金ガ相當多額デアリマスル爲ニ、將來賣出シマス所ノ貯蓄債券ニ付キマシテハ、組賣ヲ認メル積リデゴザイマス、併シナガラ其ノ組賣ノ限度ハ大體ニ於キマシテ、此ノ報國債券ノ最高ノ割増金ノ限度ト云フコトニ考ヘテ居リマス、デアリマスルカラシテ、例ヘバ貯蓄債券ガ一等ノ割増金ガ二千圓ノ場合デアルト致シマスレバ、五枚ノ組賣ヲ致シマスレバ、ソレデ若シ當ッタ場合ニハ一萬圓、入ル譯デアリマス、ソレヲ限度ト致シマシテ、差當リ實行ノ際ニハ、其ノ組賣ノ枚數ニ付キマシテハ、其ノ五枚ノ最高限度ヨリモ更ニ少クシタイト云フ風ニ考ヘテ居ル次第デアリマス

○男爵東郷安君 私ノ伺ツク分割ノ方ハ如何デゴザイマス、十圓ノモノ一枚ヲ、例ヘバ十分ノ一、一圓ヅツニ分ケテ賣ルト云フ方法ガ何處カニアルラシイノデスガ、サウ云フコトハ如何デセウカ

○政府委員(廣瀬豐作君) 外國ノ彩票ニ於キマシテハサウ言ツタヤウナ分割ノ方法モアルヤウデアリマスガ、今度ノ報國債券ノ發行ニ付キマシテハ、全然サウ云フ分割發賣ト云フコトハ認メマセヌノデアリマシテ、

其ノ發行ノ方法ハ貯蓄債券ト全然同様デア
リマス、但シ先づ此ノ發行ノ趣旨カラ申シ
マシテ、五圓券ト十圓券ト成ルベク一緒ニ
出シタイ、サウシテ少額ノ所得者ニ對シテ
モ買入ガ出來ルヤウニ致シタイ、斯ウ云フ
風ニ考ヘテ居リマス

○男爵東郷安君 發行限度ヲ五億圓、本十
五年度ノ發行豫想二億圓ト云フノデアリマ
スガ、若シ四圍ノ事情許スナラバ、二億圓
ノ限度ヲ超シテ、追掛ケ更ニ第一回ノ發行
ヲ爲サル御豫定デカ

○政府委員(廣瀬豐作君) 御尋ノ通リデア
リマシテ、其ノ場合、其ノ場合ノ情勢ニ依
リマシテ、二億圓ト申シマスノハ大體只今
ノ所ノ見透シト致シマシテハ、十五年度ニ
於キマシテハ報國債券ヲ二億圓、貯蓄債
券二億圓ト云フ風ニ見テ居ルノデアリマス、
併シナガラ發行致シマシタ結果ニ於キマシ
テ、報國債券ガ非常ニ賣レル、又賣ッタ方ガ
宜シトイ云フ場合ニ於キマシテハ、此ノ二
億圓ヲ突破スルコトモアリ得ルカト思ヒマ
シタ結果、好マシカラザル現象ガ起り、
或ハ弊害ガ認メラレルト云フヤウナ場合ニ
於テハ、是ハ毎回三千萬乃至四千萬程度ニ
發行シテ、其ノ結果ヲ見、影響ヲ調べツ
マシタ結果、好マシカラザル現象ガ起り、
發行致シテ行クノデアリマズカラシテ、場
合ニ依ヅテハ二億圓以内ニ止ヌルコトモアリ
得ル譯デアリマス

○風間八左衛門君 他ノ方ヲ伺ッテ宜シウ
ゴザイマスカ

○委員長(子爵西尾忠方君) ドウゾ……

○風間八左衛門君 只今政務次官ノ御説明
ニナリマジタ昭和十五年度一般會計歳出ノ
財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル此ノ

○政府委員(木村正義君) 是ハ今衆議院ノ豫算總會ニマダ掛シテ居リマスガ、何レコチラニ參ルト思ヒマスガ、只今御尋ノ通りデゴザイマス、政府ノ最後ノ十五年度追加豫算ノ全部ガ入シテ居リマス、御尋ノ石炭ナリ、肥料ナリ發送電、其ノ他各省ノ追加豫算ガ入シテ居リマス

○入江貴一君 支那事變ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル件ニ付キマシテ、此ノ公債ハ第三條ニ依リマスルト、政府デ買入レルコトガアル、又其ノ外ニハ讓渡又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ズトアリマスガ、大體ドウ云フ場合ニ政府デ御買上ニナルト云フコトガ豫想サレルノデアリマスカ、例ヘバ公債ノ所持人ガ病氣ニナシタトカ、特定ノ資金テ何カ商賣ヲ始メル時ニ資金ヲ得タイト云フヤウナ時ニ、政府ガ御買上ニナルコトガ出來ルノデアリマスカ、又擔保ニハ政府ハ御取りニナラナインデアラウト思ヒマスガ、此ノ公債ヲ元手トシテ何カ商賣ヲ始メタイトカ、或ハ賣拂ヒタクハナイガ、病氣ノ爲ニ金ガ要ルカラ、ソレヲ擔保ニ供シタイト云フヤウナコトハ出來ナイノデアリマスカ、其ノ點ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(木村正義君) 只今御尋ノ點ハ、此ノ公債ハ出來ルダケ恩賞ヲ記念スルモノガ此處へ入シテ居リマスノデスカ、ドウ云フモノガ入シテ居リマスカ

ウ云フ趣旨デ只今御述ニナリマシタヤウナ
規定ガ存在シテ居リマスガ、已ムヲ得ザル
事情ニ依ツテ本公債ヲ換價スル必要ノアル
場合ハ、何時デ郵便局ヲ通ジテ政府デ買
上ゲルト云フ方針ニシテ居リマスガ、其ノ
豫想シテ居リマス場合ハ、第一ハ傷痍、疾
病、不具廢疾其ノ他精神若クハ身體ノ障害
ニ因リ、又ハ出産、老衰若シクハ幼少ノ爲
ニ勞務ヲ行フニ支障アル者ニシテ、賜金公
債ノ換價ヲ必要トスル生活上ノ理由ニ依ツ
テ、ドウシテモ之ヲ金ニ換ヘナクテハナラ
ス、斯ウ云フ場合ガ第一、ソレカラ第二ハ、
家族ノ出産、扶養、病氣又ハ療養ノ爲ニ資
金ヲ必要トシテ、生活上他ニ適當ナル方法
ガ無イ、斯ウ云フ理由、ソレカラ第三ハ只
今御述ニナリマシタ中ニアツタヤウデアリマ
スガ、自分ノ生業、負債ノ整理又ハ災害復
舊ノ爲ニ資金ヲ必要トシ、公債賜金ヲ換價
スルニアラザレバ、他ニ適當ナ方法ガ無イ
ト云フ場合第四ニハ其ノ他以上申述ベマシ
タ事柄ニ準ズル事情ノ爲ニ、眞ニ已ムヲ得ザ
ルモノトシテ認メラレル時ト云フヤウニ、
非常ニ範圍ヲ廣ク致シマシテ、斯ウ云フ場
合ニハ、政府デ買上ゲテヤルト云フ方針デ
進ンデ居ル譯デアリマス

有スル者ガ、次ニ述ベマスヤウナ場合ニ該當スル時ハ、其ノ旨ノ證明書ヲ軍人、軍屬ニアリテハ所屬部隊長又ハ之ニ準ズル者、官公吏、雇傭人等ニアリマシテハ、奉職官公署長又ハ之ニ準ズル者、其ノ他ノ者ニアリマシテハ、地區町村長ノ證明書、此ノ證明書ヲ添付致シマシテ、買上ヲ請求ヲ爲シタル時ニハ買上ヲ爲ス、出來ルダケ其ノ自分ノ屬シテ居ル長官若シクハ市町村長ノ證明ガアレバ其ノ證明書ヲ買上ガル、斯ウ云フ手續ニアリマス

○入江貢一君 御許可ハドウナツテ居リマスカ

○政府委員(木村正義君) 是ハ別ニ許可ハ致シマセヌガ、其ノ證明書ガアレバ買上ゲテヤル、先づ其ノ證明ヲシタ人ヲ信頼ヲシテ、サウシテサウ云フ特別ノ事情ノアルモノト、斯ウ云フ趣旨デアリマス

○入江貢一君 左様デゴザイマスカ

○男爵東郷安君 此ノ公債ハ既發公債ト發行條件ガドウ云フ差違アリマスカ

○政府委員(相田岩夫君) 発行ノ條件デゴザイマスガ、此ノ交付公債ハ利率ヲ年三分六厘五毛ト致シマシテ、額面金額ヲ以テ交付スル豫定ニ致シテ居リマス、此ノ點ガ先づ今迄ノ普通ノ公債ト違フコトハ勿論、又滿洲事件ノ一時賜金ノ交付公債トモ異ダテ居ルノデゴザイマス、ソレカラ其ノ次ニ、償還期限デゴザイマスガ、償還期限ハ大體二十年内ト豫定致シテ居リマスルノデ、此ノ點ニ於キマシテモ既發ノモノトハ異ダテ居リマス、第三ニ利拂期デゴザイマスガ、是モ本交付公債ハ之ヲ年一回ニ致シタ伊豫定デ居リマスルノデ、是亦從來ノモノトハ異ニシテ居ル次第デゴザイマス、尙證券

十圓券カラ千圓券迄十五種位ノ券面ノモノヲ發行スル豫定デ居リマスルノデアリマス、種類ノ多イコトニ付キマシテモ亦從來ノモノトハ餘程趣ヲ異ニ致シテ居ル譯デゴザイマス

○入江貢一君 御許可ハドウナツテ居リマスカ

○政府委員(木村正義君) 是ハ別ニ許可ハ致シマシテ、其ノ證明書ヲ買上ガル、斯ウ云フ手續ニアリマス

○男爵東郷安君 今御説明ノ發行條件ノ差違ト、ソレカラ本案ノ第二條及第三條ニ互リマシテ、今迄ヨリモ融通性ニ對シテ相當ノ制限ヲ設ケテアリマスガ、私ガ参考ニ伺ヒタインハ、過去ノ戰役及事變後ニ發行サレタ此ノ種ノ交付公債ノ其ノ點ニ關スル實績ハ如何ナモノデアリマセウカ、之ヲ一ツ御説明ラ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(相田岩夫君) 極ク最近ノ事例

ニ付テ申上ゲマスト云フト、支那事變特別

ノ制限ヲ設ケテアリマスガ、私ガ参考ニ伺

ヒタインハ、過去ノ戰役及事變後ニ發行サ

レタ此ノ種ノ交付公債ノ其ノ點ニ關スル實

績ハ如何ナモノデアリマセウカ、之ヲ一ツ

御説明ラ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(相田岩夫君) 只今ノ御尋ハ、

過去ニ於テ一時賜金トシテ交付セラレル爲

ニ發行サレマシタ公債ニ付テ、今回ノ交付

公債ニ豫定シテル居ヤウナ特殊ノ條件ヲ付

ケタコトガアルカドウカト云フ御趣旨カト

拜承致シタノデアリマスガ、過去ニ於キマ

シテハ、明治四十三年ニ朝鮮ニ於ケル臨時

恩賜ノ爲ニ交付サレマシタ公債ニ於キマシ

テ、今回ト同ジヤウニ記名式ニ致シマシテ、

且政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ讓渡

シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ザルモノトシ

タ事例ガゴザイマス、其ノ他ニ於キマシテ

ハ今回ノヤウナ事例ハナカット記憶致シ

テ買ヒ集メル惡德ノ金融業者ノ犠牲ニナル

ヤウナコトニナリマシテ、本人ニトツテモ不

トニ放任致シマシテハ、或ハ之ヲ安イ値段

於キマシテ之ヲ已ムヲ得ズ換價スル必要ガ

致シテ居ルノデゴザイマス、今回ノ交付公

債ニ付キマシテハ、其ノ豫定セラレテ居リ

マスル金額モ今迄ノモノニ比較シマシテ一

マシテ、發行額ニ對スル買上額ノ割合ハ六

分七厘程ニ當ツテ居リマス、此ノ支那事變特

別賜金公債モ郵便局ニ於テ買上ガルコトト

致シテ居ルノデゴザイマス、今回ノ交付公

債ニ付キマシテハ、其ノ豫定セラレテ居リ

マス、郵便局ニ於テ買上ガルコトト

○政府委員(木村正義君) 法律ニ依リマシテ十四年度ノ下期ニ對スル分デゴザイマス

○風間八左衛門君 是ハ私法律ノナニヲ能ク知ラニマセヌガ、遞信省方此ノ會社ヲ監督

シテ居ルノダカラ、大藏省ニ於テ更ニ監督

ナサル權限ハアルノカナイノカ、其ノ邊ハ

能ク知ラニマセヌガ、遞信省方此ノ會社ヲ監督

此ノ補給ト申シマスカ、金ヲ與ヘラレルノ

デアリマス、ソレニ付テハ無論其ノ内容ヲ

調査モサレタデアリマセウシ、又將來斯様

ナ補給額ヲドウ云フ風ニ繼續シテ參ルノ

カ、サウ云フ邊ハ或ハ御警告ト申シマスカ、

非常ナ強イ注意ヲ與ヘラレマシタカ、何カ

サウ云フヤウナコトハ何モアリマセヌデセ

ウカ

○政府委員(木村正義君) 國策會社ニ對シ

マシテハ、其ノ國策會社ノ事業計畫ナリ、

決算、配當、其ノ他ハ直接監督廳カラ大藏

省ト協議ヲ致シマシテ、サウ云フ意味ニ於

テ大藏省ハ監督ヲ致シテ居ル譯デアリマス、

併シ是ハ衆議院ニ於テモ問題ニナリマシタ

ガ、今後モウ少シ監督方法ヲ變ヘタラドウ

カト、斯ウ云フ議論モアッテ居ル譯デアリマ

ス、大藏當局ト致シマシテモ其ノ點今後考

慮ヲ致サナクチヤナラヌ點デヤナイカト、斯

ウ云フ答辯モ致シテ居る狀況デゴザイマス

○風間八左衛門君 サウ云フ御答辯デ十分

満足ト云フノデハアリマセヌケレドモ、ア

ノ日本發送電會社ノ問題ノ時分ニモ、能ク

御承知ニナシテ居ルト思ヒマスガ、儲カラナ

イト我々ハ言ツタ、併シソレヲ會社ニ買上げ

ル時分ハ、儲カラナイト云フ見地カラ、之

ニ補償的ニ四分ノ配當ヲシテ貰ヒタイト云

フコトデ通ツタ、果セル哉、結局國ガソレダ

ケノ損ヲシナクチヤナラヌ、從ツテ是ガ民間

ノ會社デアレバ、ヨソノ銀行カラ金ヲ借りルトカ、特殊ノ銀行カラ金ヲ借リルトカ云

フコトモ隨分嚴重ニ監督サレル譯デス、甚

後ハ御監督ノ範圍ヲモット強メラレルナラ

バ非常ニ結構ダト思ヒマス、經營ノ一部ニ

迄モ瓦ツテ大藏省ガ調査ヲナサルト云フコ

トニナレバ、遞信省モ尙嚴重ニ監督ナサル

デセウシ、從ツテ其ノ會社ノ内容モ良クナッ

テ行ク、結局國ニ損失ヲ少ナカラシメル、

斯ウ云フコトニナル譯デアリマスカラ、是

亦出來ルダケ嚴重ニ御監督ヲ希望スル次第

デアリマス

出席者左ノ如シ

委員長 子爵西尾 忠方君

副委員長 男爵東鄉 安君

公爵鷹司 信輔君

侯爵池田 宣政君

子爵梅小路定行君

男爵水谷川忠麿君

西野 貫一君

入江 入江

土方 久徵君

堀 啓次郎君

吉村 友之進君

野村 德七君

風間八左衛門君

米原 章三君

政府委員

大藏政務次官 木村 正義君

大藏省理財局長 相田 岩夫君

大藏省銀行局長 入間野 武雄君

大藏書記官 前田 克巳君

預金部資金局長 廣瀬 豊作君

營繕管財局理事 松隈 秀雄君

陸軍主計大佐 森田 親三君

海軍主計中將 武井 大助君

海軍主計大佐 爲本 博篤君

拓務政務次官 松岡 俊三君

拓務參與官 男爵加藤 成之君

拓務省管理局長 勝島 勝君

拓務書記官 森重 千夫君

朝鮮總督府財務局長 水田 直昌君

臺灣總督府財務局長 中嶋 一郎君

貴族院事務局長 佐藤 基君

樺太廳長官 棟居 俊一君

保險院總務局長 佐藤 基君

出席者右ノ如シ

委員

公爵鷹司 信輔君

侯爵池田 宣政君

子爵梅小路定行君

男爵水谷川忠麿君

西野 貫一君

入江 入江

土方 久徵君

堀 啓次郎君

吉村 友之進君

野村 德七君

風間八左衛門君

米原 章三君

政府委員

大藏政務次官 木村 正義君

大藏省理財局長 相田 岩夫君

大藏省銀行局長 入間野 武雄君

大藏書記官 前田 克巳君

預金部資金局長 廣瀬 豊作君

營繕管財局理事 松隈 秀雄君

陸軍主計大佐 森田 親三君

海軍主計中將 武井 大助君

海軍主計大佐 爲本 博篤君

拓務政務次官 松岡 俊三君

拓務參與官 男爵加藤 成之君

拓務省管理局長 勝島 勝君

拓務書記官 森重 千夫君

朝鮮總督府財務局長 水田 直昌君

臺灣總督府財務局長 中嶋 一郎君